

千葉市地球温暖化対策実行計画策定に係る 基礎調査業務委託プロポーザル実施要項

— 目 次 —

1	委託業務の概要	2
2	参加資格要件	2
3	プロポーザル参加手続きに関する事項	3
4	事業者の選定	6
5	企画提案の無効に関する事項（不適合事項）	7
6	契約	7
7	その他	7
8	その他業務遂行上の留意点	7

千葉市環境局
環境保全部環境保全課温暖化対策室

1 委託業務の概要

(1) 委託件名 千葉市地球温暖化対策実行計画策定に係る基礎調査業務委託

(2) 委託業務の目的

国では、2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%削減すると表明し、このことを踏まえた地球温暖化対策計画の改定が閣議決定された。また、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、第21条第3項に基づき、実行計画に地域の再エネを活用した脱炭素化の施策やその実施に関する目標等を追加することとされたところである。

本市では、千葉市地球温暖化対策実行計画や千葉市再生可能エネルギー等導入計画を改定し、それぞれの計画に沿った施策を実行しており、更に、令和2年11月に千葉市気候危機行動宣言を公表し、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言したところである。

これら国の動向、社会情勢の変化及び直近の市の状況を反映させ、千葉市再生可能エネルギー等導入計画及び適応策に関する内容を統合した新たな地球温暖化対策実行計画策定作業を令和4年度に行うための基礎調査を本業務の目的とする。

次期計画の策定のための基礎調査については、専門的なノウハウの活用をするものであり、本市に最適な受注者を選定するため、本実施要項に基づきプロポーザル方式による業者選定を行う。

(3) 業務内容 別紙「千葉市地球温暖化対策実行計画策定に係る基礎調査業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間 契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

(5) 委託料 金4,499,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

(6) 支払条件 完了後、一括払い

2 参加資格要件

次の全ての要件を満たしていること。

(1) 令和2・3年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されていること

(2) 平成28年度から令和2年度の間、別紙「千葉市地球温暖化対策実行計画策定に係る基礎調査業務委託仕様書」の「4 委託業務」と同種業務委託もしくは地球温暖化対策実行計画の策定に係る業務委託の履行実績を有していること

(3) 以下のアからタまでのいずれにも該当しないこと

ただし、キ〜ケについて、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条又は地方税法附則第59条による猶予制度の適用を受けている場合はこの限りでない

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

ウ 企画提案書類の提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していな

い者

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

ケ 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

コ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、企画提案書類の受付開始日から審査結果の通知の日までの間に受けている者

サ 役員等（法人の代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

シ 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ス 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

セ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ソ 役員等が、暴力団、暴力団員又は(サ)から(セ)に該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

タ 千葉市暴力団排除条例（平成24年第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

3 プロポーザル参加手続きに関する事項

(1) スケジュール

日付	内容
令和3年11月11日（木）	プロポーザル募集・ホームページ掲載
	参加申込受付開始
	プロポーザルに関する質問の受付開始
令和3年11月18日（木）17時	参加申込受付締切
	プロポーザルに関する質問の受付締切
令和3年11月19日（金）	参加資格確認結果通知
	プロポーザルに関する質問に対する回答
令和3年12月 3日（金）17時	企画提案書提出期限
令和3年12月 6日（月）	プレゼンテーション実施
	選定結果の通知

※日程については、進捗状況等により変動する可能性がある。

(2) 参加申込

ア 参加申込受付期間 令和3年11月18日(木) 17時まで(必着)

(受付時間：土曜、日曜を除く平日の9時から17時)

イ 提出方法 千葉市役所4階 環境保全課 温暖化対策室まで持参又は郵送すること。

※事故等による未着について、本市では責任を負わない。

<提出先>

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所本庁舎4階

千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室

電話 043-245-5504

ウ 参加申込に必要な書類

(ア) 参加申込書(様式1)

(イ) 誓約書(様式2)

(ウ) 会社の概要が分かる資料(パンフレット可)

(エ) 平成28年度から令和2年度の間に、別紙「千葉市地球温暖化対策実行計画策定に係る基礎調査業務委託仕様書」の「4 委託業務」と同種業務委託もしくは地球温暖化対策実行計画の策定に係る業務委託を受託した際の契約書及び仕様書の写し

エ 参加資格確認結果通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき、参加資格の確認を行い、令和3年11月19日(金)までに、企画提案選考会への参加の可否について、電子メール及び書面(様式4)により通知する。

(3) 質問書の受付

本件募集では、説明会を実施しないため、本実施要項及び仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合には、下記により質問すること。

ア 受付期間 令和3年11月18日(木) 17時まで

イ 質問方法 「質問書」(様式3)により、電子メール(kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp)で提出すること。

ウ 回答方法 千葉市のホームページで公表する。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和3年12月3日(金) 17時まで(必着)

(受付時間：土曜、日曜を除く平日の9時から17時)

イ 提出物

(ア) 企画提案書 7部(社名を記名押印したもの1部、無記名のもの6部)

仕様書の内容を踏まえ、以下の内容を盛り込んで提出すること。

a 業務内容書

(a) 具体的な業務内容がわかるものとする。

(b) 仕様書「4 委託業務」(2)のイ 削減シナリオを作成する上での考え方や手法について記載すること。

(c) 組織的に対応できる体制を記載すること(本業務に関わる業務担当者氏名とその役割、千

葉市発注の当該業種の手持委託業務件数、他の官公庁発注の当該業種の手持業務委託件数、当該業種の担当職員数を記載すること。)

(d) 別紙「千葉市地球温暖化対策実行計画策定に係る基礎調査業務委託仕様書」の「4 委託業務」を実施する担当者氏名及び当該担当者の自治体の計画策定に係る実績、業務に係る専門性を記載すること。

(e) それぞれの業務内容にかかる業務料金が分かるものとする。

(f) 見積条件（受注者の業務除外項目や市が対応する項目等）が具体的にわかるものとする。

b 業務スケジュール

(イ) 業務経費見積書（積算内訳添付） 1部

ウ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

※事故等による未着について、本市では責任を負わない。

エ 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所本庁舎4階

千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室

電話 043-245-5504

オ 郵送する場合

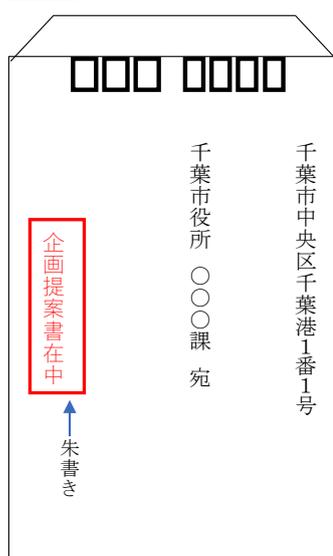
(ア) 提出書類は、書留郵便により送付すること。書留郵便によらない場合は失格となる。

(イ) 提出書類の到着期限は、令和3年12月3日（金）17時までとし、期限までに提出先に到着しない場合は失格となる。

(ウ) 郵送に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

(エ) 提出書類の入った封筒の表には、朱書きで「企画提案書在中」と記載すること。

記載例



カ 持参する場合

(ア) 提出先に直接持参すること。

(イ) 提出期限は、令和3年12月3日（金）17時までとする。提出期限後は受け付けない。

(5) プレゼンテーションの実施

ア 実施日・実施場所 令和3年12月6日（月）※時間及び場所については、後日別途通知する。

イ 実施方法

1社あたりプレゼンテーション20分、質疑応答10分を行う。

※オンライン（ZOOM）による参加も可。

※プレゼンテーションは事前に提出した書類のみで行う。（当日の審査員用の書類の準備は不要。）プロジェクター等の使用は不可とする。

4 事業者の選定

(1) 選定主旨

企画提案内容を総合的に勘案し、最も優れた者を選定し、事業の優先交渉者として決定する。

(2) 選定方法

選考は、別途要領に基づき設置している千葉市地球温暖化対策実行計画策定に係る基礎調査業務委託プロポーザル募集に係る事業者選考委員会が、企画提案書及びプレゼンテーションにより、下記（3）の審査基準に基づいて選定する。

ア 企画提案書の記載内容より、下記の評価項目について採点し、得点が最も多かったものを選定する。審査員の持ち点を合算した点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は、不採用とする。

イ 最多得点が同点であった場合は、見積金額の低いものを選定する。なお、最多得点の提案が複数あり、かつ、その提案の見積金額が同額の場合はくじ引きで決定する。

ウ 審査結果は、別途文書で通知する。ただし、審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

(3) 審査基準

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
業務理解	業務内容の理解	本市の状況や委託内容が理解されているか。	10点
実績	組織的に対応可能な体制の構築	組織的に対応できる体制の構築できているか。	10点
	専門的知識、経験、知見などを持った人材の確保・登用	官公庁等の計画策定に係る実績があるか。業務に係る専門性があるか。	10点
企画提案	業務工程	業務工程が適切か。	10点
	見積条件	業務除外項目や市が対応する項目が明確か。	10点
	提案内容（1）	提案内容が具体的かつ実現性のある内容になっているか。	25点
	提案内容（2）	提案内容に偏りがなく、客観的な議論が可能となる内容になっているか。	25点
合計			100点

(4) 結果通知

選考の結果は、応募者全員に対して電子メール及び書面により個別に通知する。

5 企画提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 事業者が「2 参加資格要件」を満たさない場合
- (2) 事業者が3 (2) の参加申込を行わずに企画提案書を提出した場合
- (3) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載や、重要な誤脱があった場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) その他、参加者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合

6 契約

- (1) 上記4により選定された者を、事業の優先交渉者として交渉し、委託契約を締結する。ただし、優先交渉者が辞退した場合や契約できない場合は、次点の者と交渉する。
- (2) 契約に当たっては、提出された企画提案内容をもとに千葉市と協議を行うこと。
- (3) 契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (4) 契約相手方は、この契約締結時に、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第29条に該当する場合は、免除とする。
- (5) 委託費の支払いについては、完了後一括払いとする。

7 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案書等を提出した者が1者であっても、原則として審査を行う。
- (5) 提出書類及び選考結果は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (6) 提出された企画提案の内容は、本業務委託仕様書の一部とみなす。なお、企画提案の内容の変更については、受注者と市で協議の上、市が対応を決定することとする。

8 その他業務遂行上の留意点

- (1) 業務の全部又は主たる部分の再委託は、原則として認めない。
- (2) その他、業務遂行上発生した問題等については、受注者と市で協議の上、市が対応を決定することとする。